

令和4年9月2日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、引用条項が変更となるため、規定の整備を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を定めるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和4年第3回定例会に提案する。

2 改正内容

（1）建築基準法の一部改正に伴う規定の整備

①改正理由

世田谷区手数料条例で引用している建築基準法の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う必要があるため。

②改正内容

別紙「新旧対照表」参照

（別表第1の120、120の2、125の6、125の7の項）

③施行日

公布の日

（2）長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料等の規定の追加

①改正理由

長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に関する手数料等の規定を追加する必要があるため。

②改正内容

建築行為（新築・増改築）がない既存住宅においても、適切な維持保全計画がなされる等の基準を満たす場合、長期優良住宅としての認定が可能となったことから、認定の申請等に関する手数料等の規定を追加する。

（別表第1の131、132、134の項）

③施行日

令和4年10月1日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略				
<p><u>附 則</u> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日</p> <p>(2) 別表第1の131の項、132の項及び134の項の改正規定 令和4年10月1日</p>									
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
1～119	略				1～119	略			
120	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。	120	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。
120の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく	仮設興行場等建築特例許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。	120の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく	仮設興行場等建築特例許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。

改正後					改正前				
	仮設興行場等の建築の特例の許可の申請に対する審査					仮設興行場等の建築の特例の許可の申請に対する審査			
121～125の5	略				121～125の5	略			
125の6	建築基準法第87条の3 第6項 の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。	125の6	建築基準法第87条の3 第5項 の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。
125の7	建築基準法第87条の3 第7項 の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。	125の7	建築基準法第87条の3 第6項 の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。

改正後					改正前				
125の略 8～ 130					125の略 8～ 130				
131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u> の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u>	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合において、新築しようとするときは1（1）イ又は1（2）イに掲げる額、増築し、 <u>若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないときは2（1）イ又は2（2）イ</u> に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基	認定申請のとき。	131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合において、新築しようとするときは1（1）イ又は1（2）イに掲げる額、増築し、 <u>又は改築しようとするときは2（1）イ又は2（2）イ</u> に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合において	認定申請のとき。

改正後					改正前				
			<p>づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合（1）及び（2）に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属す</p>					<p>は、1の建築物について95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合（1）及び（2）に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属す</p>	

改正後					改正前				
				<p>る1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>ハ 500平方メ</p>					<p>る1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>ハ 500平方メ</p>

改正後					改正前				
				一トルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円					一トルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円
				ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円					ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円
				ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 57,000円					ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 57,000円
				へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 94,000円					へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 94,000円
				ト 10,000平方メートル					ト 10,000平方メートル

改正後					改正前				
				を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 161,000 円					を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 161,000 円
				チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 190,000 円					チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 190,000 円
				リ 30,000平 方メートル を超えるも の 203,000 円					リ 30,000平 方メートル を超えるも の 203,000 円
				(2) (1)以外 の場合 イ 100平方メ ートル以内 のもの 52,000円					(2) (1)以外 の場合 イ 100平方メ ートル以内 のもの 52,000円
				ロ 100平方メ ートルを超					ロ 100平方メ ートルを超

改正後					改正前				
				え、500平方メートル以内のもの 122,000円					え、500平方メートル以内のもの 122,000円
				ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円					ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円
				ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円					ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円
				ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 691,000円					ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 691,000円

改正後					改正前				
				へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円					へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円
				ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,198,000円					ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,198,000円
				チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 3,140,000円					チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 3,140,000円
				リ 30,000平方メートルを超えるもの					リ 30,000平方メートルを超えるもの

改正後					改正前				
				3,847,000円					3,847,000円
				<p>2 住宅を増築し、 <u>若しくは改築しようとする場合</u> <u>又は建築行為を行わない場合</u> (1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて1(1)に規定する書類が提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以</p>					<p>2 住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u> (1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて1(1)に規定する書類が提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以</p>

改正後					改正前				
				内のもの 19,000円					内のもの 19,000円
				ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの					ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの
				33,000円					33,000円
				ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の					ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の
				47,000円					47,000円
				ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の					ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の
				85,000円					85,000円
				ヘ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の					ヘ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の

改正後					改正前				
				140,000 円					140,000 円
				ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの					ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの
				242,000 円					242,000 円
				チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの					チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの
				284,000 円					284,000 円
				リ 30,000平 方メートル を超えるも の					リ 30,000平 方メートル を超えるも の
				304,000 円					304,000 円
				(2) (1)以外 の場合					(2) (1)以外 の場合
				イ 100平方メ ートル以内					イ 100平方メ ートル以内

改正後					改正前				
				のもの 78,000円					のもの 78,000円
				ロ 100平方メ ートルを超 え、500平方 メートル以 内のもの					ロ 100平方メ ートルを超 え、500平方 メートル以 内のもの
				183,000 円					183,000 円
				ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの					ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの
				293,000 円					293,000 円
				ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の					ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の
				579,000 円					579,000 円
				ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート					ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート

改正後					改正前				
				ル以内のもの の 1,037,00 0円					ル以内のもの の 1,037,00 0円
				へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の 1,782,00 0円					へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の 1,782,00 0円
				ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 3,296,00 0円					ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 3,296,00 0円
				チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 4,710,00 0円					チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 4,710,00 0円

改正後					改正前				
			リ 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円				リ 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円		
132	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> 又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画等</u> <u>変更認定申請手数料</u>	申請1件につき、申請に係る住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が当該住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項の1(1)又は1(2)に掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の1(1)イ又は1(2)イに	変更認定申請のとき。	132	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	申請1件につき、申請に係る住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が当該住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項の1(1)又は1(2)に掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の1(1)イ又は1(2)イに	変更認定申請のとき。

改正後				改正前			
			掲げる額)、当該計画が当該住宅を増築し、 <u>若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたもの</u> である場合においては同項の2(1)又は2(2)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の2(1)イ又は2(2)イに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、1の建築物について95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査				掲げる額)、当該計画が当該住宅を増築し、 <u>又は改築する際に認定を受けたもの</u> である場合においては同項の2(1)又は2(2)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の2(1)イ又は2(2)イに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、1の建築物について95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分

改正後					改正前				
			をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)					ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	
133	略				133	略			
134	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の	<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請</u>	2,300円	承認申請のとき。	134	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>	2,300円	承認申請のとき。

改正後					改正前				
		承認の申請に 対する審査							
134の 2～	略				134の 2～	略			
以下略					以下略				